

内閣府防災業務計画

令和3年5月

内閣府

【 目 次 】

第1編 総 則	1
第1章 本計画の目的と構成	1
第2章 内閣府の役割	2
第3章 防災に関する組織	3
第1節 内閣府情報連絡室	3
第2節 内閣府情報対策室	3
第3節 内閣府災害対策室	3
第4節 沖縄総合事務局における防災体制	4
第4章 災害時における指揮命令者の継承	4
第5章 政府業務継続体制の強化及び内閣府本府業務継続計画	5
第2編 災害対策編	7
第1章 災害予防	7
第1節 事前防災施策の実施	7
1 地震・津波災害	7
2 風水害	8
3 火山災害	9
4 雪害	9
第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え	10
1 職員の参集、応急体制構築のための備え	10
2 関係機関と連携した応急体制構築のための備え	10
3 活動マニュアル等の作成	11
4 通信・情報システム等の整備	12
(1) 連絡通信の確保	12
(2) 中央防災無線網の整備	12
(3) 情報通信システムの整備	12
5 防災中枢機能、現地対策本部等の確保・充実	13
(1) 防災中枢機能の維持、確保	13
(2) 現地対策本部、広域防災拠点等の整備	14
6 救助法に係る防災体制の整備	14
7 被災者等への的確な情報伝達活動	14
8 防災訓練、人材育成の推進	15
9 海外からの支援の受入れ体制整備	16
10 災害復旧・復興への備え	17

第3節	地方公共団体の防災体制整備の推進	17
第4節	企業防災等の推進	19
第5節	国民の防災活動の推進と普及、啓発	19
1	国民の防災活動の推進	19
(1)	住民等の備蓄、自主的な防災活動等の推進	19
(2)	住民等による地区内の防災活動の推進	21
(3)	災害ボランティア活動の環境整備	21
(4)	国民運動の展開、防災思想の普及、徹底	22
第2章	災害応急対策	23
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	24
1	災害情報の収集・連絡	24
2	参集、応急体制の構築	25
第2節	防災に関する組織の設置等	25
1	内閣府情報連絡室	25
2	内閣府情報対策室	26
3	内閣府災害対策室	26
4	関係省庁災害警戒会議、関係省庁災害対策会議の開催等	27
5	政府本部の設置等	27
(1)	特定災害対策本部の設置等	27
(2)	非常災害対策本部の設置等	28
(3)	災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置等	29
6	現地派遣、現地対策本部設置等	30
第3節	被災者・国民への的確な情報伝達活動	32
第4節	物資の調達、供給活動	33
第5節	災対法による対応	33
第6節	救助法の適用	34
1	救助法適用の決定等	34
2	助言及びその他の支援	35
3	広域応援の要請、指示	36
4	関係省庁との協力	36
5	応急救助の実施に必要な物資の収用等	37
第7節	自発的支援の受入れ	37
第3章	災害復旧・復興	38
第1節	地域の復旧・復興の支援	38
第2節	被災者等の生活再建等の支援	38
第3節	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の	

貸付.....	39
第4節 激甚災害の指定.....	39
第5節 特定非常災害の指定.....	39
第3編 原子力災害対策編.....	41
第1章 災害予防.....	41
第1節 施設等の安全性の確保.....	41
第2節 防災知識の普及.....	41
1 防災知識の普及.....	41
2 要配慮者等への配慮.....	41
第3節 原子力防災に関する研究等の推進.....	41
第4節 再発防止対策の実施.....	41
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	42
1 情報の収集・連絡体制.....	42
(1) 情報の収集・連絡及び応急体制の整備.....	42
(2) 通信手段の確保.....	43
(3) 防災関係機関相互の連携.....	44
(4) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備及び運用.....	44
(5) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備.....	45
(6) 専門家の派遣体制.....	45
2 避難の受入れ及び情報提供活動関係.....	45
(1) 避難誘導.....	45
(2) 感染症対策の観点を取り入れた原子力防災対策の推進.....	45
(3) 関係者等への的確な情報伝達活動.....	45
3 緊急輸送活動関係.....	46
4 医療活動関係.....	46
5 防災業務関係者の安全確保関係.....	46
6 防災関係機関等の防災訓練等の実施.....	46
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え.....	47
第7節 原子力防災会議事務局に対する協力.....	48
第2章 災害応急対策.....	48
第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保....	48
1 情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態発生時の連絡等.....	48
2 通信手段の確保.....	48
第2節 活動体制の確立.....	49
1 職員の非常参集.....	49
2 原子力規制委員会・内閣府合同（現地）情報連絡室、原子力規制委	

員会・内閣府原子力事故合同（現地）警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同（現地）対策本部並びに関係省庁事故対策連絡会議の設置等	49
3 原子力災害対策本部等の設置等	49
第3節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応	49
第4節 関係者等への的確な情報伝達活動	50
第3章 原子力艦の原子力災害に係る応急対策等	50
第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保	50
1 災害情報の収集・連絡	50
(1) 災害情報等の連絡	50
(2) 放射能影響の早期把握等	50
(3) 一般被害情報、応急対策活動情報等の収集・連絡	51
2 通信手段の確保	51
第2節 活動体制の確立	51
1 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催等	52
2 特定災害対策本部の設置	52
3 非常災害対策本部の設置	52
4 緊急災害対策本部の設置	53
第3節 被災者等への的確な情報伝達活動	53
第4節 迅速な復旧活動	53
第5節 その他	54
第4編 個別法に基づく内閣府の震災対策計画	55
第1章 内閣府地震防災強化計画	55
第1節 地震防災応急対策等に係る措置	55
1 東海地震に関連する調査情報（臨時）時の措置	55
(1) 職員の非常参集等	55
(2) 情報伝達	55
2 東海地震注意情報時の措置	55
(1) 職員の非常参集等	55
(2) 情報伝達	55
(3) 内閣府調査チームの派遣	55
(4) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置等の準備	56
3 地震予知情報及び警戒宣言時の措置	56
(1) 地震予知情報の伝達	56
(2) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置及び運営	56
(3) 政府本部及び現地対策本部の設置の準備	56
4 特定の施設等における措置	57
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	57

第3節	地震防災上必要な広報、教育及び訓練	57
1	広報及び教育の実施	57
2	訓練の実施	57
第2章	内閣府南海トラフ地震防災対策推進計画	58
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置	58
第2節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置	58
1	津波に関する情報の伝達等	58
2	避難対策等	58
第3節	防災体制の整備等関係者との連携確保に関する措置	59
1	災害対策本部等の設置及び要員参集体制	59
2	地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の 備蓄・調達	59
3	地域防災力の向上	59
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する措置	59
1	時間差発生への対応	59
2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害 応急対策に係る措置	59
(1)	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	59
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合におけ る災害応急対策に係る措置	60
(1)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等	60
(2)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策 の実施	60
(3)	災害応急対策をとるべき期間	60
4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合におけ る災害応急対策に係る措置	60
(1)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	60
(2)	災害応急対策をとるべき期間	61
第5節	防災訓練に関する措置	61
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する措置	61
第3章	内閣府日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	62
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置	62
第2節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置	62
1	津波に関する情報の伝達等	62
2	避難対策等	62
第3節	防災体制に関する措置	62
1	災害対策本部等の設置及び要員参集体制	62
2	地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の 備蓄・調達	63

3 地域防災力の向上	63
第4節 防災訓練に関する措置	63
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する措置	63
第5編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項	65

第1編 総則

第1章 本計画の目的と構成

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づき作成するものであり、防災基本計画、原子力災害対策指針等に基づき、内閣府が防災に関しとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定め、もって内閣府における計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第11条において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、この計画は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、
 1. 人命の保護が最大限図られる
 2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 4. 迅速な復旧・復興を踏まえ、防災対策の推進を図るものとする。
- この計画は、第4編各章において、大震法第6条第1項の規定に基づく地震防災強化計画、南海トラフ法第5条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画及び日本海溝法第6条第1項に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画で内閣府に係るものをそれぞれ定める。
- この計画は、復興庁が廃止されるまでの間は、東日本大震災からの復興に関する事務に係るものについては、対象としない。
- この計画は、その目的、使命を確実に果たしていくため、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討、その時々における防災上の重要課題の把握とその対策の検討などを踏まえ、毎年必要に応じ見直し、これを的確に反映させていくものとする。

第2章 内閣府の役割

- 内閣府は、内閣官房を助けて、防災に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案、総合調整機能を発揮することにより、防災対策における内閣機能の強化を図る。
- 内閣府は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を各般の災害から保護するため、中央防災会議と連携を緊密にし、防災基本計画に関する事務を始め、防災に関する政策の企画及び立案並びに総合調整を行うとともに、指定行政機関等の防災に関する組織及び計画の把握並びに計画の一体的かつ有機的作成の確保、毎年次の防災に関する計画及び防災に関してとった措置の取りまとめ、防災対策の総合的推進に必要な調査研究等を行い、もって、総合的な防災対策の確立並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策にわたる諸施策の総合的かつ円滑な推進を図る。
- 内閣府は、災害予防対策から災害応急対策及び災害復旧・復興対策の推進を図るため、災対法、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「地防法」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）、原災法その他法令により内閣府に属せられた事務の適切な執行を図る。
- 内閣府は、個人や家庭、地域、企業、NPOや自主防災組織等広く社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を促進する。
- 内閣府は、地域における生活者の多様なニーズに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策及び方針の決定過程並びに防災の現場における女性、高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を積極的に取り入れた防災体制の確立に努める。
- 内閣府は、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画の推進等に当たっては、関係行政機関から防災に関する情報を的確に収集し、これを分析、検討して、沖縄の置かれた地理的及び自然条件に対処し得るよう、治山、治水、海岸保全等防災及び国土の保全に関して十分配慮するよう努める。
- 内閣府は、短期及び中長期の経済の運営に関する事項、財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項、経済に関する

重要な政策に関する事項並びに科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務その他所掌事務を遂行するに当たっては、防災対策の推進のため、必要な配慮をするよう努める。

- 内閣府は、「「防災の日」及び「防災週間」について」（昭和 57 年 5 月 11 日閣議了解）に基づき、防災活動、防災体制の整備等に関し、顕著な成績をあげ、又は功績があった者に対して内閣総理大臣表彰及び防災担当大臣表彰を行う。
- 内閣府は、管理する土地又は施設で、避難場所やヘリスポットとしての活用が可能なものを利用し、被災者等の受入れ等必要な措置を講じる。
- 内閣府は、国際防災協力を積極的に推進するため、関係省庁と連携して、我が国の防災対策に係る知見・教訓、技術・ノウハウ、体制・制度等について海外へ発信し、普及を図る。

第3章 防災に関する組織

- 大臣官房は、政策統括官（防災担当）及び政策統括官（原子力防災担当）と協力し、職員の防災知識の高揚、災害対応力の向上及び防災行政に資する人材の育成を図るため、初任者研修、実務者研修等において、防災研修を行う。
- 大臣官房は、内閣府の所管に関する業務、職員及び施設について、防災対策の部局間の調整が円滑に実施されるよう適切に対処する。

第1節 内閣府情報連絡室

- 内閣府情報連絡室は、別に定める「内閣府情報連絡室について」（平成 19 年 12 月 27 日政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）決定）により、政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）が設置し、気象状況等に即応して、より早期の情報収集、関係者への注意喚起等を行う。

第2節 内閣府情報対策室

- 内閣府情報対策室は、別に定める「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（平成 18 年 7 月 1 日内閣府政策統括官（防災担当）決定。以下「対策室設置統括官決定」という。）により、政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）が設置し、災害発生のおそれがある場合、又は災害発生直後の初動期等における迅速かつ適切な情報収集・連絡活動を行う。

第3節 内閣府災害対策室

- 内閣府災害対策室は、対策室設置統括官決定により、大規模な災害が発生し、

又は発生するおそれがある場合に政策統括官（防災担当）が設置する。

- 内閣府災害対策室が設置された場合において内閣府情報対策室が設置されているときは、当該情報対策室は廃止されるものとし、内閣府災害対策室がその業務を承継する。

第4節 沖縄総合事務局における防災体制

- 沖縄総合事務局は、沖縄県の区域においてその所掌事務に関係する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、「沖縄総合事務局災害対策本部設置要綱」（平成18年6月1日沖縄総合事務局長決定）により、沖縄総合事務局に沖縄総合事務局災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な把握及び応急対策の実施について万全の措置を講ずる。
- 沖縄総合事務局長は、内閣府防災業務計画に基づき、その所掌事務に関し沖縄総合事務局防災業務計画を作成するとともに、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第4章 災害時における指揮命令者の継承

- 災害が発生した場合の情報収集、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）の設置、関係機関との事務連絡等に関する事務については、内閣府特命担当大臣（防災）（以下「防災担当大臣」という。）の指揮により政策統括官（防災担当）において行う。
- 防災担当大臣に事故のあるときは、副大臣（防災担当）がその職務を代行する。また、副大臣（防災担当）が置かれていない場合、又は事故のあるときは、大臣政務官（防災担当）、事務次官、官房長の順で指揮を執る。
- 政策統括官（防災担当）に事故のあるときは、大臣官房審議官（防災担当）がその職務を代行する。また、大臣官房審議官（防災担当）に事故のあるときは、
 - ① 政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
 - ② 政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
 - ③ 政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）
 - ④ 政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
 - ⑤ 政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）
 - ⑥ 政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）
 - ⑦ 政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）
 - ⑧ 政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
 - ⑨ 政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）
 - ⑩ 政策統括官（防災担当）付参事官（復旧・復興担当）

の順（以下「防災担当参事官建制順」という。）に政策統括官（防災担当）の職務を代行する。

- なお、原子力災害が発生した場合の情報収集、原子力災害対策本部の設置、関係機関との事務連絡等に関する事務については、内閣府特命担当大臣（原子力防災）の指揮により政策統括官（原子力防災担当）において行う。
- 「事故のあるとき」とは、当該指揮命令者の存否、所在が明らかでない場合、又は遠隔地への出張、病気等により直接指揮命令が執れない場合をいう。

第5章 政府業務継続体制の強化及び内閣府本府業務継続計画

- 内閣府は、首都直下地震発生時における非常時優先業務の継続に係る省庁横断的な事項及び各省庁の業務継続計画の基準となるべき事項を定める「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号。以下「首都直下法」という。）第5条第1項に基づく行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画として閣議決定）に関する事務を行うとともに、「中央省庁業務継続ガイドライン第2版（首都直下地震対策）」を基に各省庁の業務継続計画の実行性向上を図る取組を行うほか、全国の地方支分部局等の業務継続計画の作成に当たり、有益となる資料を提供するなど、政府全体の業務継続体制の強化に努める。政府業務継続計画（首都直下地震対策）については、その実施・運用、教育、訓練、評価、見直し等を行い、その実効性を高めるよう継続的な改善を行う。
- 大臣官房は、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、非常時に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を非常時優先業務及び当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定めるものとして、次の事項等を含む内閣府本府業務継続計画を作成する。また、同計画には、内閣機能の業務継続のために、内閣官房を助けて行う補助事務の実施についても定める。
 - ・ 非常時優先業務及び管理事務を定める。
 - ・ 非常時優先業務及び管理事務を担当する幹部職員の職務の代行順位を定める。
 - ・ 業務継続に必要な職員参集体制を確保する。
 - ・ 帰宅困難者の受入れ体制を整備する。
 - ・ 避難路の確保を始め、天井等の非構造部材の耐震化等施設及び設備の整備を行う。
 - ・ 事務用機器、ロッカー等の固定を行い、大規模な地震発生時においても

防災業務遂行に支障を来さない措置を講じる。

- ・ 非常用電源を確保する。
 - ・ 災害発生時に必要なシステム機能の確保、情報の滅失防止のため、バックアップシステムの整備、早期復旧のための体制整備等の情報システムの防災性の向上を図る。
 - ・ 参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資を確保する。
 - ・ 発災時における救助用資機材その他必需品を確保する。
 - ・ 代替庁舎を確保する。
- 大臣官房は、同計画について、平時から職員の理解の向上を図るとともに、その実施・運用、教育、訓練、評価、見直し等を通じて、その実効性を高めるよう継続的な改善を行う。

第2編 災害対策編

- 本編は、原子力災害対策以外の災害対策全般について記載する。

第1章 災害予防

第1節 事前防災施策の実施

1 地震・津波災害

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、建築物の耐震化の推進に関する検討及びその普及、啓発等、建築物に係る地震被害軽減のために必要な対策を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、地震時における火災の発生を抑えるため、関係省庁と連携し、感震ブレーカー等の普及などによる出火防止対策等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、主要な公共施設等における耐震化対策の実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、津波避難ビル等の整備・指定の促進など、津波対策を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、長周期地震動対策について、関係省庁と連携して検討を進める。
- 政策統括官（防災担当）は、比較的発生頻度が高く大きな被害を及ぼす大規模な地震・津波についてその対策を鋭意推進するとともに、科学的知見を踏まえてあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の発生も想定し、その想定結果に基づき対策を立案する。
- 政策統括官（防災担当）は、想定される大規模地震に関し、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランとして、検討中の課題も含め施策を幅広く記載した大規模地震防災・減災対策大綱について、作成に係る事務を行うとともに、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ、これらの推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、大震法に基づく地震防災対策強化地域、南海トラフ法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波

避難対策特別強化地域、日本海溝法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域並びに首都直下法に基づく首都直下地震緊急対策区域及び首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定に係る事務を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、大震法に基づく地震防災基本計画、南海トラフ法に基づく南海トラフ地震防災対策推進基本計画、日本海溝法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画及び首都直下法に基づく緊急対策推進基本計画について、作成に係る事務を行うとともに、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ、これら計画の推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、大震法等に基づき定める第4編各章に定める計画の推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、想定される大規模地震に関し、想定される人的被害、経済被害等についての具体的な減災目標、達成時期及び方策等を定めた地震防災戦略について、作成に係る事務を行うとともに、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ、これらの推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、首都中枢機能維持基盤整備等地区における防災力の向上を図るため、首都直下法に基づく首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定に係る事務を行う等により、同計画に示される首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備、滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等を推進する。また、首都直下地震緊急対策区域の防災性の向上を図るため、同法に基づく特定緊急対策事業推進計画の認定に係る事務を行う等により、同計画に示される避難施設の整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、地防法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成の促進、同意に係る事務の実施を行うとともに、緊急事業を円滑に推進するための調査・検討を行う。

2 風水害

- 政策統括官（防災担当）は、暴風、竜巻、豪雨、洪水等による風水害についてその対策を鋭意推進するとともに、科学的知見や過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえて対策を立案する。
- 政策統括官（防災担当）は、首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係指定公共機関の協力を得つつ、早期に避難指示等を発令する方法、避難誘導の実施体制、広域避難対策、復旧等の対応等について検討する。
- 内閣府は、本土から遠距離にあり、台風常襲地帯に位置して、風雨、波浪等

による自然災害を被りやすく、かつ、広域に散在する数多くの離島を抱える沖縄県の気象、地象及び水象並びに地理的条件に相応する防災対策を樹立するための調査研究を推進する。

- 政策統括官（防災担当）は、関係行政機関、関係地方公共団体と連携しつつ、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、被災した住宅へのブルーシートの設置を行う事業者等を確保できるよう、施工方法の公開、被災地での設置講習会を実施できるNPO団体のリスト化等の情報提供を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、関係行政機関と連携しつつ、地方公共団体が被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介できるように、また、有志により設置技術を有するNPO、ボランティア等が、支援が必要な被災者から優先してブルーシートの設置支援をし、発災時における他の機関等との役割分担を明確にし迅速に設置できるように、環境整備を図る。

3 火山災害

- 政策統括官（防災担当）は、火山災害についてその対策を鋭意推進するとともに、総合的な火山災害対策の推進を図るための調査を行い、科学的知見や過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえて対策を立案する。
- 政策統括官（防災担当）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）に基づく活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針について、策定に係る事務を行うとともに、関係行政機関、関係地方公共団体等の協力を得つつ、活動火山対策の推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、活火山法に基づく火山災害警戒地域の指定に係る事務を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携して、活火山法に基づく避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定に係る事務を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体からの要請に基づき、火山防災エキスパートを派遣し、地方公共団体や火山防災協議会の活動を支援する。
- 政策統括官（防災担当）は、火山防災対策の立案とそれに資する監視観測・調査研究体制をより強化することを目的に、複数の関係機関同士の連携強化を図り、より一体的に火山防災を推進する体制について検討する。

4 雪害

- 政策統括官（防災担当）は、雪害についてその対策を鋭意推進するとともに、

科学的知見や過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえて対策を立案する。

第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 職員の参集、応急体制構築のための備え

- 政策統括官（防災担当）は、大規模災害発生時等における災害応急対策の重要性及び緊急性並びに当該事務量が膨大となることを踏まえ、大臣官房と協力しつつ、応急対策時における職員の組織、体制が必要十分なものとなるよう、その整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害応急体制について、緊急的にその充実強化を図るため、政策統括官（防災担当）付在職OBの災害時活用体制の整備を推進する。
- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、内閣府本府災害対策宿日直勤務実施規程（平成13年内閣府訓令第32号）を定めるなど宿日直体制の整備を図る。
- 内閣府は、「内閣府本府非常災害対策要員参集・業務実施規程」（平成13年内閣府訓令第48号。以下「非常参集規程」という。）等を定めるとともに、非常参集のため一斉に情報伝達を行うシステムの整備など非常参集体制の整備を図る。
- 大臣官房厚生管理官は、非常参集がより迅速かつ適切に行われるよう、内閣府非常災害対策要員に対し、非常参集規程等に定める参集場所から徒歩圏内の宿舎を優先的に貸与する。
- 内閣府各部局等は、内閣府非常災害対策要員の指定に当たっては、可能な限り非常参集規程等に定める参集場所近傍の者を指定する。

2 関係機関と連携した応急体制構築のための備え

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、平常時から関係省庁間の情報交換・共有を図る会議として「自然災害即応・連携チーム会議」を開催する。
- 政策統括官（防災担当）は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、円滑な広域避難が実施されるよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と協力して、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体における出水期等の防災態勢の強化を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と協力して、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体における降積雪期等の防災態勢の強化を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、火山ハザードマップ、火山防災マップ、避難計画、集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成等について、地

方公共団体等に必要な助言を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、大規模地震等が発生した場合において、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促す等の緊急輸送の確保を図るための備えを講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、関係機関の協力を得て、災害情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報ごとに、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、A I、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。

3 活動マニュアル等の作成

- 政策統括官（防災担当）は、災害の規模、特性等も踏まえ、迅速かつ適切な災害応急対応が行えるよう、関係省庁等と十分な連携を図りつつ、「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」（平成 26 年 3 月 26 日中央防災会議主事会議申合せ）を始め、必要な手続、手引、マニュアル等の整備を図るとともに、実効ある訓練を行い、不断の見直し・改善を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合の広域防災体制活動の手続、内容等を具体的に定める「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和 2 年 5 月 29 日中央防災会議幹事会決定）、「大規模火山災害応急対策対処方針」（平成 31 年 3 月 28 日中央防災会議主事会議申合せ）等について、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備、充実を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、首都直下地震、南海トラフ地震等の想定される大規模地震に対処するための消防、警察、自衛隊、DMA T等の応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・見直し・充実等を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。以下同じ。）に適切に対応するため、複数の政府本部や原子力災害対策本部が同時期に設置された場合等における連携方策について、可能な限り、あらかじめ具体的に定めるとともに、訓練等を通じて、必要に応じ体制の改善に努める。現地対策本部についても同様とする。
- 政策統括官（防災担当）は、オールハザードアプローチの考え方に立ちつつ、想定外の事象を含む各般の災害の発生等に対し、迅速かつ適切に災害対策が

実施されるよう、また、大規模災害等においては、多種多様な活動主体が効果的かつ効率的な連携による対応が行われるよう、ガイドラインの作成など災害対応活動等の標準化を推進する。これに関連して、各種計画、マニュアル等の見直し、整備を検討していく。

4 通信・情報システム等の整備

(1) 連絡通信の確保

- 政策統括官（防災担当）は、通信輻輳時に備え、防災関係部署に配備する電話については、災害時優先電話の指定を受ける。
- 政策統括官（防災担当）は、携帯電話を内閣府非常災害対策要員のうち必要な者に配備する。配備された者は常時これを携帯する。
- 政策統括官（防災担当）は、非常参集のため一斉に情報伝達を行うシステムの維持・管理を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、内閣府調査チームの情報収集活動を支援するため、携帯用の無線機器、情報伝送システム等装備の充実を推進する。

(2) 中央防災無線網の整備

- 政策統括官（防災担当）は、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報通信のネットワーク化を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、被災現地の情報が内閣総理大臣官邸（以下「官邸」という。）及び政府本部を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努める。
- 中央防災無線網の整備、維持・管理に当たっては、次の点に留意する。
 - ・ 災害時における通信を確保するための保守・運用体制を整備する。
 - ・ ネットワーク化の際、他機関設置のネットワークとの連携について配慮する。
 - ・ 伝送路の二重化、ループ化又は異なる手段による通信系の整備を推進するとともに、主要な装置の二重化を図る。
 - ・ 地上系の無線設備の被災に備え、可搬型の衛星系無線の整備によるバックアップ回線の整備を推進する。
 - ・ 画像を始めとする大容量データの通信を可能とする大容量通信ネットワークの体系的な整備を図る。
 - ・ 通信輻輳時及び途絶時を想定した実践的通信訓練を定期的を実施する。
 - ・ 平時より非常通信協議会と必要な情報交換を行う。

(3) 情報通信システムの整備

- 政策統括官（防災担当）は、平常時より、防災関連情報の収集、蓄積に努めるとともに、総合的な防災情報を網羅したデータバンクの整備及び防災マップの作成等に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、平常時より、気象情報システム、衛星通信、インターネットの活用などにより、多様な災害関連情報を収集・連絡する体制の整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、人工衛星及び警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を整備する。
- 政策統括官（防災担当）は、各種の防災情報を可能な限り地理空間情報を活用した共通のシステム（総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に反映させ、国が横断的に共有すべき防災情報の集約、共有化を図るとともに、初動対応始め迅速かつ適切な災害対応に活用できるよう努める。その際、関係機関が保有する情報システムとの連携、情報共有に留意する。
- 政策統括官（防災担当）は、中央合同庁舎第 8 号館の被災時に備え、総合防災情報システムのバックアップ拠点を整備するとともに、被災時には迅速にバックアップ拠点による運用に移行できるよう、平時からの適切な運用管理を行う。
- 内閣府は、その保有する情報・データ等のうち、防災対策上必要な情報等については、集約、整理し、また内閣府調査チーム等の災害対応者に対しても、ネットワーク環境が改善するよう、体制の整備を行う。

5 防災中枢機能、現地対策本部等の確保・充実

(1) 防災中枢機能の維持、確保

- 政策統括官（防災担当）は、防災中枢機能の維持、確保を図るため、内閣官房及び大臣官房と連携し、政府業務継続計画及び内閣府本府業務継続計画の推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、首都地域における大規模な地震等の発生に備え、立川広域防災基地内の災害対策本部予備施設の充実及び機能の維持に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、中央合同庁舎第 8 号館及び立川災害対策本部予備施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定し、緊急災害対策本部員等用の食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備する。

- 政策統括官（防災担当）は、首都地域において大規模な地震等が発生した場合の広域的な災害対策活動を円滑に行うため、関係省庁と連携し、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の充実及び維持に努めるとともに、同拠点を中心に、各拠点の役割分担を明確にするほか、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。
 - 政策統括官（防災担当）は、首都地域での災害対応が困難となる場合を想定し、その代替拠点の在り方等について検討を進める。
- (2) 現地対策本部、広域防災拠点等の整備
- 政策統括官（防災担当）は、想定される大規模地震が発生した場合における現地対策本部設置予定施設の通信機能等の整備・充実を図る。
 - 政策統括官（防災担当）は、全国的な応急活動体制構築の観点から、応援部隊の集結・進出、広域医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、具体計画においてあらかじめ明確にしておく。
 - 政策統括官（防災担当）は、国及び地方公共団体等が協力して大規模な地震等の災害に対処するための防災拠点の整備の在り方について、関係機関と連携して検討を行う。
 - 政策統括官（防災担当）は、被災地方公共団体への物資の供給が相当困難な場合を想定し、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）の適切な備蓄及び調達体制を整備する。
- 6 救助法に係る防災体制の整備
- 政策統括官（防災担当）は、都道府県に対し、当該都道府県の救助法施行細則、救助法の実施体制等について随時情報提供を求め、必要に応じ、助言を行う。
 - 政策統括官（防災担当）は、都道府県の災害救助担当者に対し、災害救助に関する知識を高め、担当職員としての適切な行動がとれるよう、災害救助業務の周知徹底等を図る。
 - 政策統括官（防災担当）は、都道府県の災害救助基金の積立状況を把握する。
- 7 被災者等への的確な情報伝達活動
- 政策統括官（防災担当）は、発災後の経過に応じて被災者等が必要とする情報を整理する。
 - 政策統括官（防災担当）及び大臣官房政策評価広報課は、防災情報提供窓口を集約し、総合的に提供する防災情報ポータルサイト等による被災者等への

情報提供の体制を整備する。

- 政策統括官（防災担当）は、広域避難について、避難者のニーズを充分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、地方公共団体及び事業者と相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房政策評価広報課は、首都直下地震、南海トラフ地震等の想定される大規模地震発生時に、我が国の経済社会の状況や被害等について正確な事実を国内外に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁等と連携し、都道府県及び市町村が、発災時に住民等から照会があった場合に被災者の安否情報の提供を円滑に行うことができるよう、平常時から、必要な情報収集の方法、システムを活用するに当たっての留意事項等に関して、必要な助言等を行う。

8 防災訓練、人材育成の推進

- 内閣府は、内閣府非常災害対策要員等を対象とした非常参集訓練、情報伝達訓練等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体等と連携し、大規模な地震、津波等を想定した防災訓練を積極的に実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体等が実施する広域的な防災訓練において、国と地方が連携し実施する必要がある情報収集・伝達訓練等について、可能な範囲で訓練に協力する。また、各地域や業界等で実施される防災訓練に積極的に参画し、地方公共団体や公共機関、ライフライン・インフラ事業者等の防災関係機関等との協力・連携体制の構築を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、住民の防災訓練への積極的な参加や防災意識の向上を促進させ、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加した訓練の実施やその内容の充実が図られるよう、報道機関等と連携しつつ、防災訓練に関する広報の充実を努める。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体等における防災研修、訓練等の充実に資するよう、マニュアルや教材等の提供に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、防災訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ・ 訓練実施のための状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項(シナリオ)は、実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定する。

- ・ 訓練の準備段階で、国を含めた参加主体がそれぞれの役割を確認しつつ、協力して問題点等の抽出・発見に努め、実効性を検証する。
 - ・ 訓練の方法は、実動訓練、参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。
 - ・ 相互補完性を高めていくため、国と地方公共団体などの様々な主体による連携や、在日米軍等との国際的な連携の枠組みにより、多数の主体が参加する訓練の実施に努める。
 - ・ 男女共同参画の視点や、高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者の視点を取り入れ、要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことに努める。
 - ・ 訓練終了後には、訓練の客観的な分析・評価を行い、災害応急体制に適切に反映させる。
 - ・ 防災担当者のみならず、組織の幹部を含め、座学と実動の両面から災害対応に必要な知識や技能を習得する研修等を防災訓練に先立って実施し、その成果を訓練で確認・検証するよう努める。
 - ・ 訓練の実施に当たっては、感染症拡大防止を徹底するとともに、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を防災スペシャリストに求める人物像と定め、国や地方公共団体の職員等を対象に、防災スペシャリストの養成に取り組む。この際、内閣府で地方公共団体の職員が実際に内閣府の業務を経験しながら行う研修、有明の丘基幹的広域防災拠点施設で行う研修、各地域で行う地域特性を踏まえた研修等により、国と地方が連携して災害対応を行うためのネットワークを形成できるよう実施する。また、地方公共団体の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、災害に慣れていない地方公共団体への支援としての危機管理・防災責任者を対象とした研修を実施するとともに、地域が主体となる研修体制の確立を推進するとともに、防災スペシャリスト養成eラーニングの開発等を行い、国や地方公共団体の職員の初動対応等の災害対応能力の向上に努める。
- 9 海外からの支援の受入れ体制整備
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携して、海外からの支援の受入れ可能性のある分野について検討し、受入判断、受入手続、人員・物資のマッチング方法など、その対応方針を関係省庁と協力して定める。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時における海外からの支援の受入れの可否の判断及び受入れの実施が円滑に行われるよう、関係省庁と協力して、海外

からの支援機関について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるか等をあらかじめ調査し、その情報の蓄積を図る。

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁等と協議し、災害時における在日米軍の災害活動支援受入れのために必要な調整等に係る国内の体制等について、あらかじめ定める。

10 災害復旧・復興への備え

- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、被災者支援、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての調査・研究を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、迅速かつ円滑な災害復旧・復興に資するため、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる復旧・復興ハンドブックの整備を進める。また、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について調査・研究を行う。

第3節 地方公共団体の防災体制整備の推進

- 政策統括官（防災担当）は、消防庁等関係省庁と連携して、地域防災計画の作成及びその推進等の充実強化が図られるよう、地方公共団体の防災体制整備に資する以下のようなガイドライン等を作成するとともに、必要に応じ見直しを行う。

① 地方公共団体の業務継続の手引等

- ・ 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
- ・ 市町村のための業務継続計画作成ガイド

② 地方公共団体の受援体制に関するガイドライン等

- ・ 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン
- ・ 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き

③ 地方都市等における地震対応のガイドライン

④ 市町村のための水害対応の手引き

⑤ 市町村のための降雪対応の手引き

⑥ 住民避難に関するガイドライン等

- ・ 避難情報に関するガイドライン
- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- ・ 噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針
- ・ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引

- ・ 火山防災マップ作成指針
- ・ 活火山における退避壕等の充実に向けた手引き
- ・ 指定緊急避難場所の指定に関する手引き
- ・ 水害からの広域避難に関する基本的な考え方
- ⑦ 避難所の生活環境の整備等に関する取組指針及び取組指針に基づくガイドライン
 - ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
 - ・ 避難所運営ガイドライン
 - ・ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン
 - ・ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
- ⑧ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針
- ⑨ 地区防災計画ガイドライン
- 政策統括官（防災担当）は、消防庁と連携し、地方公共団体間の相互応援協定の事例を共有し、協定締結に向けた取組を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、消防庁と連携し、地方公共団体における受援体制が適切に構築されるよう、必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、地方公共団体等を含めた災害対応業務におけるデジタル化を促進する。
- 政策統括官（防災担当）は、市町村において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画が適切に作成・更新されるとともに、平時から名簿情報及び個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することにより、避難行動要支援者の避難支援等が適切に行われるよう、必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、市町村における指定避難所等の生活環境の整備等について、必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、都道府県に対し、平常時より、応急仮設住宅建設用地や利用可能な公営住宅等の把握に努め、発災時に速やかに救助法による応急仮設住宅の供与ができるよう、また、救助物資を備蓄するとともに、それらが迅速に提供されるよう、防災体制の整備について必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、市町村において、発災時に罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成・活用が速やかに行われるよう、平常時から作成及び運用に係るルールの策定、横断的な組織の構築等を行うことについて必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）及び男女共同参画局は、女性の視点による災害対応力の

強化を図るため、地方公共団体に対し「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月内閣府男女共同参画局）の周知に努め、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知する。

第4節 企業防災等の推進

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、指定公共機関の防災業務がより国・地方公共団体等と一体的、効果的かつ効率的に実施されるよう、防災業務計画の作成及びその推進等について、協力関係の強化を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、国及び地方公共団体と企業等との間での協定締結の促進に努める。特に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者及び被災者の運送等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用できるよう協定の締結を促進する。
- 政策統括官（防災担当）は、企業等が災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識するよう、防災意識の高揚を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の作成、実施・運用、教育、訓練、評価、見直し等の一連の活動（事業継続マネジメント：BCM）が企業経営の一環として実施されることを通じて、企業防災の推進を図るため、ガイドラインの作成、普及、啓発等を推進する。特に、企業間取引等のサプライチェーンの確保の重要性に鑑み、その取組を促進する。
- 政策統括官（防災担当）は、企業の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）作成支援、事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、企業支援の在り方や企業評価の仕組み等について検討を行う。

第5節 国民の防災活動の推進と普及、啓発

1 国民の防災活動の推進

(1) 住民等の備蓄、自主的な防災活動等の推進

- 政策統括官（防災担当）は、食料・飲料水等の備蓄、耐震補強、家具等の転倒防止対策等家庭において実施できる予防・安全対策、適切な避難、一般車両の利用自粛などの災害時にとるべき行動について、テレビ、新

聞、雑誌等の報道機関等や防災関連行事や啓発のためのパンフレット、ホームページ等を通じて、普及、啓発を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、関係省庁と連携しながら緊急地震速報について普及、啓発に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、住民が警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動について普及、啓発を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることについて普及、啓発を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認をすることについて普及、啓発を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方について普及、啓発を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動について普及、啓発を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災意識の育みの環境の充実に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、首都地域を始めとする大都市圏において大規模な地震が発生した場合に想定される膨大な避難者、帰宅困難者への対応として、被災者の被災地外への疎開・帰省の奨励等により、指定避難所への避難者を減らす対策や、被災地域での自活のための最低でも3日間、可能な限り1週間分程度各家庭において食料等の備蓄をすることの奨励等を行うとともに、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報する。
- 政策統括官（防災担当）は、火山への登山における一定の危険性など、火山に関する知識について、登山者等への普及、啓発に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、特に津波については個人の避難行動が重要

であるため、津波の危険や避難方法等について、広く啓発する。

- 政策統括官（防災担当）は、竜巻の予兆現象と具体の退避行動を住民が容易に理解できるよう、竜巻注意情報の活用等を含め積極的に広報する。
 - 政策統括官（防災担当）は、住民による災害教訓の伝承を促進するとともに、関係省庁及び地方公共団体と協力し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取組を促進する。
- (2) 住民等による地区内の防災活動の推進
- 政策統括官（防災担当）は、消防庁と連携し、市町村内の一定の地区の住民等による防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動を促進する。
 - 政策統括官（防災担当）は、「地区防災計画ガイドライン」の作成等により、市町村の地区居住者等による当該地区における自発的な防災活動に関する計画作成や災対法に基づく市町村防災会議への地区防災計画の提案等を促進する。
- (3) 災害ボランティア活動の環境整備
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、災害発生時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する国民の認識を一層深め、災害の備えの充実強化を図るため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」の機会等を活用して、国民に身近な普及、啓発活動を行う。
 - 政策統括官（防災担当）は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、平常時から、NPO等のボランティア団体の活動支援、リーダーの育成等を推進し、国及び地方公共団体と災害ボランティアとの連携が図られるよう努める。
 - 政策統括官（防災担当）は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
 - 政策統括官（防災担当）は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、行政・NPO・ボランティア等の多様な被災者支援主体で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を

行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地方公共団体が、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティアと連携し、円滑な活動が展開できるよう、必要な助言その他の支援を行う。
 - 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、関係NPO等と協力し、海外等からのNPO等からの支援について、発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図るよう努めるとともに、その円滑な受入れ方策について、検討を進める。
- (4) 国民運動の展開、防災思想の普及、徹底
- 政策統括官（防災担当）は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われている防災の取組について、その効果が最大限発揮されるよう、国民運動の推進の基本的な枠組みを構築する。
 - 政策統括官（防災担当）は、自らの身の安全は自らが守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」が必要であることにかんがみ、防災推進国民会議と連携を図るとともに、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、「防災の日」や「津波防災の日」等における各種の防災関連行事等を通じ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することを推進する。
 - 政策統括官（防災担当）は、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標として、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組み作りを行う。
 - 政策統括官（防災担当）は、関係省庁、公共機関及び地方公共団体と協力し、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等による防災教育を推進する。
 - 政策統括官（防災担当）は、我が国のおかれた自然条件、これによりもたらされる災害等について国民の正しい理解を得るためのパンフレット・映像・ゲーム等を作成し、国民の防災知識の向上に努める。

- 政策統括官（防災担当）は、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成も含め、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 政策統括官（防災担当）及び男女共同参画局は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性犯罪・性暴力を始めとする犯罪に巻き込まれることがないように、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第2章 災害応急対策

- 内閣府は、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に対しては、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議了解）等政府の定める初動対処方針により、政府一体となった初動対処体制において行動する。
- 自然災害発生時等における対応体制については、上記によるほか、別に定める「自然災害に対する政府及び内閣府における対応体制について」（平成 25 年 9 月 1 日内閣府特命担当大臣（防災）決定）による。
- 大規模地震・津波災害への対応については、上記によるほか、別に定める「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」によるところに加え、首都直下地震、南海トラフ地震等の想定される大規模地震に対処するための具体計画が定められている場合は、当該計画の定めるところにより、地震発生後、被害状況が明らかでない初期段階から、速やかに広域の防災対策を推進する。
- 火山災害への対応については、上記によるほか、別に定める「大規模火山災害応急対策対処方針」により、火山災害が発生するおそれがある段階から、速やかに当該対処方針に基づき、広域の防災対策を推進する。
- 自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合の対応については、上記によるほか、別に定める「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」（平成 27 年 7 月 1 日内閣府政策統括官（防災担当）・内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）及び「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】」（平成 31 年 3 月 28 日中央防災会議主事会議）に基づき、政府本部と原子力災害対策本部等との情報収集、意思決定、指示・調整を一元化する。
- 政策統括官（防災担当）は、次の事故災害については、主務官庁である当該

事故に関する安全規制を担当する省庁と連携し、災害対策全般を総合的に所管する立場から、事故災害対策に関与する。

- ① 海上災害（国土交通省、海上保安庁）
 - ② 航空災害（国土交通省）
 - ③ 鉄道災害（国土交通省）
 - ④ 道路災害（国土交通省）
 - ⑤ 危険物等災害
 - ・ コンビナート関係（消防庁）
 - ・ 毒物、劇物関係（厚生労働省）
 - ・ 高圧ガス、火薬類関係（経済産業省）
 - ⑥ 大規模な火事災害（消防庁）
 - ⑦ 林野火災（消防庁）
 - ⑧ その他大規模事故災害
- ※（ ）内は、安全規制担当省庁。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

- 政策統括官（防災担当）は、災害の発生するおそれ又は発生したとの災害情報を気象庁等から入手したときは、速やかに、内閣府関係者に連絡する。
- 内閣府宿日直員は、災害の発生が休日、夜間である場合には、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」（平成13年1月6日内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、被害情報等の収集、連絡を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、災害発生後、直ちに中央防災無線網の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設については早急に復旧対策を講じる。また、必要な通信要員を確保する。
- 政策統括官（防災担当）は、自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合は、総務省、非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、総務省と連携し、政府本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、政府本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、政府本部を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線網の臨時回線の設定を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、総合防災情報システムや中央防災無線網の活用等により被害の早期評価及び関係機関との災害関係情報の共有を行う。
- 2 参集、応急体制の構築
- 政策統括官（防災担当）は、非常参集規程等による参集の対象となる災害事案が発生したことを覚知したときは、速やかに内閣府関係者に連絡する。
- 内閣府非常災害対策要員は、非常参集規程等による参集の対象となる災害事案を覚知したときは、同規程等により、直ちに参集し、非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 南関東地域において震度6弱以上の地震が発生したときの、本部要員、事務局要員等の参集については、「南関東地域の大規模な地震発生後の非常参集時における自衛隊ヘリコプターの利用等について」（平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せ）による。
- 参集者のうち職位の上位者は、非常参集により体制が整うまでの間の対応の責任者となり、参集者全体に対し業務の分担、優先順位等必要な判断、指示を行う。
- 防災を担当する内閣府審議官は政策統括官（防災担当）の所掌事務を、大臣官房総括審議官は大臣官房審議官（防災担当）の所掌事務を、応急体制確保等のため必要な範囲で中央合同庁舎第8号館において行う。また、大臣官房は、応急体制確立等のため、内閣府部局間の調整を行う等必要な支援を行う。
- 内閣府非常災害対策要員のうち、政府本部の本部員、事務局長、事務局次長及び事務局員予定者は、政府本部が設置された場合は、別に定める「災害緊急事態の布告、対処基本方針の決定、緊急災害対策本部の設置、非常災害対策本部の設置及び特定災害対策本部の設置等について」（平成12年12月14日中央防災会議主事会議申合せ。以下「災害緊急事態の布告等に関する申合せ」という。）及び「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」による分野別の班編成に基づき、引き続き災害対策に関する活動に従事する。
- 初動期における優先業務の内容、順位の目安は、以下のとおりとする。
 - ① 中央防災無線等の通信機能及び防災会議室の確認
 - ② 被害状況等の情報収集、被害規模の把握
 - ③ 収集、把握した情報の関係者、関係省庁等への連絡
 - ④ 政府本部及び現地対策本部の設置準備
 - ⑤ 応急対策の検討、実施
 - ⑥ 広報対応

第2節 防災に関する組織の設置等

1 内閣府情報連絡室

○ 政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）は、気象状況等に即応して、より早期に情報収集体制を強化するため、内閣府情報連絡室を設置する。

○ 内閣府情報連絡室は、気象状況等の情報収集を迅速に行うとともに、状況に応じ、実動省庁及びライフライン関係省庁に対して、気象庁等からの情報を送付し、注意喚起をする。

2 内閣府情報対策室

○ 政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）は、気象庁が発表する警報、注意報等から災害が発生する可能性が高いと判断される場合や災害の発生等により、被害情報等の収集・連絡活動のため必要があるときは、内閣府情報対策室を設置する。

○ 内閣府情報対策室は、被害情報、応急対策活動情報等について、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体等から収集する。また、収集した被害情報、応急対策活動情報等を共有するために、官邸（内閣情報集約センター）、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体に連絡する。なお、指定公共機関及び地方公共団体との間の情報の収集又は連絡に当たっては、直接又は指定行政機関を通じて行う。

○ 内閣府情報対策室は、政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）と連携し、被害情報等を補完するため、状況に応じて、ソーシャルメディアを含む民間メディアからの情報についても収集・整理・分析し、活用を図るものとする。

○ 政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸、関係省庁及び被災都道府県への画像中継・配信を実施する。

○ 政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）は、内閣府情報対策室と連携し、公表資料の取りまとめを行うとともに、報道機関等の照会に対応する。

3 内閣府災害対策室

○ 政策統括官（防災担当）は、大規模な災害の発生等により、災害応急対策等のため必要があるときは、内閣府災害対策室を設置する。

○ 内閣府災害対策室が設置された場合には、内閣府非常災害対策要員は、非常参集規程等による非常参集時における業務分担等に基づき、業務に従事する。

○ 内閣府災害対策室が設置された場合において内閣府情報対策室が設置されているときは、当該情報対策室は廃止されるものとし、内閣府災害対策室が

その業務を承継する。

4 関係省庁災害警戒会議、関係省庁災害対策会議の開催等

- 政策統括官（防災担当）は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、関係省庁間における、警戒体制及び被害情報等の確認・共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じ、別に定める「関係省庁災害警戒会議及び関係省庁災害対策会議設置要綱」（平成 25 年 4 月 1 日内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、関係省庁災害警戒会議又は関係省庁災害対策会議を開催する。
- 大規模な事故災害が発生し、安全規制担当省庁が関係省庁連絡会議を開催する場合には、政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）又は同参事官が指名する者が出席する。

5 政府本部の設置等

- 内閣府は、大規模災害が発生等し、又は発生するおそれがある場合には、政府本部の設置等に関する事務を迅速かつ適切に行う。
- 内閣府は、複合災害が発生し、政府本部及び原子力災害対策本部等が複数設置される場合は、関係省庁と連携・調整を図りつつ、本部会議の一体的開催、事務局運営の密接な連携の確保・統合的運用等を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、大規模な災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、地域の状況等を勘案し、住民の広域避難等の災害対応の事前措置等、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき、国、地方公共団体、指定公共機関等が実施する災害応急対策の総合調整等を実施するための政府本部を設置するものとする。

(1) 特定災害対策本部の設置等

- 防災担当大臣は、非常災害に至らない大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、直ちに、特定災害対策本部の設置について、内閣総理大臣に判断を仰ぐ。
- 政策統括官（防災担当）は、特定災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める「災害緊急事態の布告等に関する申合せ」、「特定災害対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」（令和 3 年 5 月 20 日内閣府政策統括官（防災担当）決定）等により所要の手續を行い、特定災害対策本部の設置等を行うものとする。特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、中央合同庁舎第 8 号館内、事故災害においては原則として、安全規制等担当省庁内とする。
- 特定災害対策本部の本部員、事務局長、事務局次長及び事務局員予定者

等は、本部設置方針が決定されたときは、直ちにその任に当たるべく活動を開始する。

- 事故災害における特定災害対策本部の設置等については、(2) 非常災害対策本部の設置等の記載によるものとする。

(2) 非常災害対策本部の設置等

- 防災担当大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、直ちに、非常災害対策本部の設置について、内閣総理大臣に判断を仰ぐ。
- 政策統括官（防災担当）は、内閣総理大臣により、非常災害対策本部設置の方針が決定されたときは、速やかに、別に定める「災害緊急事態の布告等に関する申合せ」、「非常災害対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（昭和63年6月10日内閣府政策統括官（防災担当）決定）等により、本部設置等の手続を進める。なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。
- 非常災害対策本部の本部員、事務局長、事務局次長及び事務局員予定者等は、本部設置方針が決定されたときは、直ちにその任に当たるべく活動を開始する。
- 事故災害における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等については、次の関係省庁申合せによる。
 - ・ 海上災害発生時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について
(船舶からの危険物等の大量流出等以外の場合)
 - ・ 海上災害発生時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について
(船舶からの危険物等の大量流出等の場合)
 - ・ 海上災害に係る「警戒本部等の設置等について」
 - ・ 航空災害発生時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について
 - ・ 鉄道災害発生時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について
 - ・ 道路災害発生時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部等の設置等について
 - ・ 危険物災害時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等につ

いて

(石油コンビナート等特別防災区域以外の区域において発生した場合)

- ・ 危険物災害時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について

(石油コンビナート等特別防災区域において発生した場合)

- ・ 危険物災害時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について

(毒物又は劇物に係る災害が発生した場合)

- ・ 危険物災害時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部等の設置等について

(高圧ガス又は火薬類に係る災害が発生した場合)

- ・ 大規模な火事災害発生時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について
- ・ 林野火災時における非常災害対策本部及び特定災害対策本部の設置等について

(3) 災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置等

- 防災担当大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、直ちに、緊急災害対策本部の設置について、内閣総理大臣に判断を仰ぐ。また、非常災害が発生し、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、直ちに、災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置について、内閣総理大臣に判断を仰ぐ。
- 政策統括官（防災担当）は、内閣総理大臣により、災害緊急事態の布告又は緊急災害対策本部設置の方針が決定されたときは、速やかに、別に定める「災害緊急事態の布告等に関する申合せ」、「緊急災害対策本部の設置及び廃止並びに災害緊急事態の布告及びその廃止の手続に関する要領」（昭和63年6月10日内閣府政策統括官（防災担当）決定）、「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」等により、本部設置等の手続を進める。なお、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

- 緊急災害対策本部及び事務局の設置場所は、原則として官邸内（事務局にあつては官邸及び中央合同庁舎第8号館内）とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には、
 - ① 中央合同庁舎第8号館内
 - ② 防衛省（中央指揮所）内
 - ③ 立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内
 の順序で被災状況等を勘案して定める。
 - 政策統括官（防災担当）は、南関東地域で大規模な地震等が発生したときは、防災会議室、ライフライン等の状況を速やかに把握し、緊急災害対策本部設置場所等について、「立川災害対策本部予備施設への移動に関する要領」（平成8年1月24日内閣府政策統括官（防災担当）決定）等により、内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））と連絡調整を図る。
 - 緊急災害対策本部の本部員、事務局長、事務局次長、事務局員予定者等は、本部設置方針が決定されたときは、直ちにその任に当たるべく活動を開始する。
 - 政策統括官（防災担当）は、災害緊急事態の布告の方針が決定されたときは、災害緊急事態の対処に関する基本的な方針の作成について必要な手続を開始する。
- 6 現地派遣、現地対策本部設置等
- 政策統括官（防災担当）は、大規模な被害が想定される場合には、別に定める「内閣府調査チーム派遣要領」（平成13年1月6日内閣府政策統括官（防災担当）決定）により、現地対策本部の設置準備、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援等の活動を行う内閣府調査チームを直ちに派遣するとともに、派遣した旨を各省庁に連絡する。
 - 内閣府調査チームは、あらゆる方法を駆使して速やかに現地入りする。
 - 政策統括官（防災担当）は、内閣府調査チームを派遣する際、政策統括官（防災担当）及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、SIP4Dを活用して、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。
 - 男女共同参画局は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、被害状況を踏まえ、必要に応じ、職員を現地に派遣し、地方公共団体の災害対策本

部に男女共同参画担当部局等が組み込まれるよう、必要な支援・助言を実施するものとする。

- 政策統括官（防災担当）は、被害状況を踏まえ、関係省庁に対し、専門的な知見を有し、現地で必要なマネジメントを行うための職員の派遣（所管ライフライン事業者の職員の派遣を含む。）を要請する。
- 政策統括官（防災担当）は、政府調査団の派遣が決定された場合は、速やかに、別に定める「政府調査団の派遣要領」（平成31年4月1日内閣府政策統括官（防災担当）決定）により派遣準備を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、政府本部の設置に至らない災害において、迅速かつ効果的な災害対策を推進するため必要がある場合は、国の現地組織を速やかに設置する。設置の詳細は、別途「自然災害時に設置する国の現地組織に関する要領」（平成26年3月26日中央防災会議主事会議申合せ）及び「自然災害時に設置する国の現地組織に係る設置手順」（平成26年4月1日内閣府政策統括官（防災担当）決定）に定める。
- 政策統括官（防災担当）は、現地対策本部の設置の方針が決定されたときは、別に定める「現地対策本部の設置及び運営等について」（平成12年12月14日中央防災会議主事会議申合せ）、「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（平成8年8月30日内閣府政策統括官（防災担当）決定）及び「現地対策本部業務マニュアル」（令和2年3月31日中央防災会議主事会議申合せ）により、設置手続を開始する。
- 事故災害における現地対策本部の設置、運営等については、次の関係省庁申合せによる。
 - ・ 海上災害発生時における現地対策本部等の設置及び運営等について（船舶からの危険物等の大量流出等以外の場合）
 - ・ 海上災害発生時における現地対策本部等の設置及び運営等について（船舶からの危険物等の大量流出等の場合）
 - ・ 航空災害発生時における現地対策本部の設置及び運営等について
 - ・ 鉄道災害発生時における現地対策本部の設置及び運営等について
 - ・ 道路災害発生時における現地対策本部の設置及び運営等について
 - ・ 危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について（石油コンビナート等特別防災区域以外の区域において発生した場合）
 - ・ 危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について（石油コンビナート等特別防災区域において発生した場合）
 - ・ 危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について（毒物又は劇物に係る災害が発生した場合）

- ・ 危険物災害時における現地対策本部の設置及び運営等について
(高圧ガス又は火薬類に係る災害が発生した場合)
- ・ 大規模な火事災害時における現地対策本部の設置及び運営等について
- ・ 林野火災時における現地対策本部の設置及び運営等について
- 政策統括官(防災担当)は、事故災害において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、担当者よりなる調査団が現地に派遣される場合は、必要に応じ担当官を派遣する。
- 政策統括官(防災担当)は、現地において、関係省庁、都道府県(市町村)、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。
- 政策統括官(防災担当)は、現地において、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。
- ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、政策統括官(防災担当)は、政府現地対策本部と地方公共団体の災害対策本部との合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、関係する省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等と連携して、現地作業調整会議を開催する。
- 現地に派遣された職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するよう地方公共団体と調整を行うものとする。

第3節 被災者・国民への的確な情報伝達活動

- 政策統括官(防災担当)は、被災者・国民に対し、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)、報道機関等を通じ、可能な限り、提供し、情報の共有を図る。
- 政策統括官(防災担当)は、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策

に関する情報等を、報道機関等を通じて被災者等に正確かつわかりやすく公表する。

- 政策統括官（防災担当）は、都道府県及び市町村が、住民等から照会を受けた際に、被災者の安否情報の提供を円滑に行うことができるよう、必要な助言等を行う。

第4節 物資の調達、供給活動

- 政策統括官（防災担当）は、被災者の生活の維持のため必要な物資を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、関係機関と相互に協力するよう努めるとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資を始め、季節に応じた物資など被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズや、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、関係省庁と連携して、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所等までの配送体制の確保状況等に留意する。
- 政策統括官（防災担当）は、プッシュ型支援を開始した場合は、関係省庁と連携して、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮する。
- 政策統括官（防災担当）は、プッシュ型支援に当たり、予備費の対象となる標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについて、速やかに関係省庁に周知する。
- 政策統括官（防災担当）は、発災当初など被災都道府県の機能が低下している場合があり得ることから、被災地の状況を踏まえ、関係省庁と連携して、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努める。

第5節 災対法による対応

- 政策統括官（防災担当）は、災対法に係る次の規定に関する事務を迅速かつ適切に行う。
 - ・ 気象庁から特別警報の発表があるなど非常災害又は特定災害が発生し、又

は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときに、別に定める「災害対策基本法第 51 条の 2（非常災害時における国民への周知措置）の運用について」（平成 25 年 8 月 29 日内閣府政策統括官（防災担当）決定）により内閣総理大臣、官房長官又は防災担当大臣が行う国民に対する周知（第 51 条の 2 関係）

- ・ 非常災害又は特定災害である場合又は都道府県が災害情報の報告ができなくなった場合における災害情報の収集（第 53 条関係）
- ・ 市町村長から避難又は緊急安全確保措置に関し、助言を求められた場合における必要な助言（第 61 条の 2 関係）
- ・ 広域避難について、都道府県知事から求められた場合に、消防庁と連携して行う当該知事への助言（第 61 条の 7 関係）
- ・ 災害発生都道府県知事から、当該知事を他の都道府県知事が応援することを求めるよう、求められた場合、又は特に緊急を要する場合において、消防庁等と連携して行う当該求め（第 74 条の 2 関係）
- ・ 都道府県知事から応援の求め、応急対策の実施を要請された場合の応援又は応急対策の実施（第 74 条の 3 関係）
- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害時において、必要に応じ、関係省庁と連携して実施する特例に関する災害指定政令の制定（第 86 条の 2～第 86 条の 5 関係）
- ・ 広域一時滞在について、都道府県知事から求められた場合に、消防庁と連携して行う当該知事への助言（第 86 条の 12 関係）
- ・ 都道府県知事が広域一時滞在に関する事務を行うことができなくなった場合に、消防庁と連携して行う広域一時滞在の協議等の代行（第 86 条の 13 関係）

第 6 節 救助法の適用

1 救助法適用の決定等

- 政策統括官（防災担当）は、被災都道府県から災害の発生状況及び被害状況の情報提供を受けた場合には、必要に応じ、関係省庁に対し、被災状況及び救助法の適用について情報提供を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、救助法の迅速な適用が行われるよう、被災都道府県に対し、必要な助言その他の支援を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、災害が発生するおそれがある段階において国の災害対策本部が設置された場合には、救助法の迅速な適用が行われるよう、当該本部の所管区域における都道府県に対し、必要な助言その他の支援を行う。また、必要に応じ、関係省庁に対し、救助法の適用等について情報提供

を行う。

2 助言及びその他の支援

- 政策統括官（防災担当）は、被災都道府県（被災市町村が救助の実施に関する事務を処理する場合における当該被災市町村を含む。以下この節において同じ。）が行う以下に掲げる措置が適切に行われるよう、関係省庁と連携して、必要な助言その他の支援を行うとともに、救助法に基づき被災都道府県が実施する被災者の救出や医療の提供並びに遺体の捜索、埋葬等、被災者への生活必需品や学用品の給付、住宅の応急修理及び障害物の除去その他の応急措置が適切に行われるよう必要な支援を行う。

ア 避難所の設置

- ・ 避難所を設置した場合に、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保すること。また、避難の長期化に際して、必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮すること。
- ・ 避難者等の協力を得つつ、負傷者や、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行うこと。
- ・ 避難所における高齢者、障害者等の要配慮者に対するニーズ調査を行い、必要に応じて、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて活用を図るほか、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所など必要な措置を講ずること。
- ・ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には旅館及びホテル等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- ・ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

イ 炊出しその他による食品及び飲料水の供与

- ・ 事業者等の協力を得て、食品及び飲料水の提供に努めるとともに、直ちに用意できない場合は、差し当たり、当該都道府県が備蓄している乾パン、缶詰等の食品の供与を速やかに行うこと。

- ・ 食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理施設を利用すること等による炊出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行うこと。
- ・ 学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努めること。
- ・ 被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の供与のための体制を緊急整備すること。

ウ 応急仮設住宅の設置

- ・ 応急仮設住宅の建設用地として被災市町村内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、他の市町村有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行うこと。
- ・ 被災者の実態把握に基づき、速やかに応急仮設住宅の設置計画を作成すること。この場合において、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、被災者に係る世帯人員数や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努めること。
- ・ 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備すること。
- ・ 応急仮設住宅を大量に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努めること。この場合において、入居決定に当たっては、被災者の特性や実態に応じた配慮を行うこと。

3 広域応援の要請、指示

- 政策統括官（防災担当）は、被災都道府県の職員のみで必要な職員を確保できない場合には、必要に応じ、近隣都道府県に応援を要請し、又は内閣総理大臣の応援指示の発出の求め等の要請等を踏まえ、必要な職員の派遣等適切な応援体制の整備を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、特に必要と認める場合には、救助法第 14 条の規定に基づく内閣総理大臣による被災都道府県以外の都道府県知事に対する応援指示につき必要な手続を行う。

4 関係省庁との協力

- 政策統括官（防災担当）は、救助法による救助の円滑な実施に資するため、食品の確保、応急仮設住宅の建設に要する資機材及び建設用地の確保等につき、関係省庁及び関係機関と密接な連絡を図る。

5 応急救助の実施に必要な物資の収用等

- 政策統括官（防災担当）は、応急救助の実施に当たって、特に必要とされる物資の円滑な供給を確保することができない場合において、特に必要があると認めるときは、関係省庁と連携して、救助法第5条の規定に基づく内閣総理大臣による関係事業者に対する物資の保管命令又は物資の収用を行う。ただし、この措置は、真にやむを得ない場合に限り、かつ応急救助の実施のために必要な最小限度においてのみ行うものとし、できる限り関係者の協力を得て必要物資の確保を図るよう努める。

第7節 自発的支援の受入れ

- 政策統括官（防災担当）は、被災した都道府県又は市町村が義捐金を募集し、これを配分するに当たり、助言を行うなど必要な支援を行うとともに、政策統括官（防災担当）は、日本赤十字社に寄せられた義捐金の配分に当たり、迅速かつ適切な配分が可能となるよう、配分委員会の設置等について助言を行うなど必要な支援を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、外交ルートによる海外からの支援の申入れを受けたときは、関係省庁と協力して、別に定める「海外からの支援受入れについて」（海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ）を参考にして、外交ルートによる諾否の迅速な回答など適切な処理を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、政府本部が設置された後は、別に定める「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル」に基づき対応する。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁及び地方公共団体等と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体が社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握できるよう、必要な助言その他の支援を行う。また、地方公共団体が、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める等の取組により、連携のとれた支援活動を展開し、ボランティアの生活環境について配慮できるよう、必要な助言その他の支援を行う。

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の支援

- 政策統括官（防災担当）は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るために、被災地方公共団体に対して必要な助言等を行う。
- 被災地方公共団体が復旧・復興の基本方向を定めた場合等には、政策統括官（防災担当）は、必要に応じ関係省庁連絡会議の開催等により、関係行政機関との緊密な連携を図り、基本方向に基づく復興計画の作成、その他復旧・復興の推進を支援する。
- 政策統括官（防災担当）は、復興計画に基づき必要な場合には、関係省庁と連携して、発災直後から将来の復興を考慮した安全確保対策を講ずるよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、市町村が罹災証明書を交付し、又は被災者台帳を作成・活用する際に、これらに係る事務の円滑な実施に必要な組織体制や詳細な項目の例示、法令に基づく台帳情報の外部提供の方法等について、必要な助言等を行い、市町村が被災者の援護を総合的かつ効率的に実施することを支援する。
- 復旧・復興の過程においては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する要配慮者の参画を促進する。
- 政策統括官（防災担当）は、緊急災害対策本部が設置された場合において、復興法第4条第1項に基づく復興対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに同本部（同法第7条の復興対策委員会を含む。）の設置手続を開始する。また、必要に応じ、復興現地対策本部の設置手続を開始する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

- 政策統括官（防災担当）は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 政策統括官（防災担当）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活再建に当たっては、被災者生活再建支援法人及び被災地方公共団体と連携し、各都道府県又は市町村による独自支援措置や支援法に基づき、当該被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、当該事務が適切かつ速やかに実施されるよう、都道府県に対し、助言及びその他の支援を行う。

- 政策統括官（防災担当）は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。
- 政策統括官（防災担当）及び大臣官房政策評価広報課は、関係行政機関との緊密な連携を図り、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて広く被災者に広報する。
- 沖縄振興局は、沖縄振興開発金融公庫からの中小企業施設、住宅、農林水産業施設、医療施設及び生活衛生施設の災害復旧資金の貸付けについて、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携して、火山災害等の長期化に伴い地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。

第3節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

- 政策統括官（防災担当）は、市町村（災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の場合は特別区を含む。）による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、都道府県に対し助言その他の支援を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、災害を受けた低所得世帯等に対して、その自立更生に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金（災害援護資金）の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、都道府県に対し助言及びその他の支援を行う。

第4節 激甚災害の指定

- 政策統括官（防災担当）は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、激甚災害法第2条第1項及び第2項に基づき、当該災害を激甚災害に指定するための政令の制定の手続を行う。

第5節 特定非常災害の指定

- 政策統括官（防災担当）は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該

非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく特定非常災害及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定するための政令の制定の手続を行う。

第3編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第1節 施設等の安全性の確保

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会等と連携して、原災法等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、原子力規制委員会、国土交通省、関係地方公共団体と連携して、適時適切に立入検査の実施等を行う。

第2節 防災知識の普及

1 防災知識の普及

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会及び地方公共団体と連携して、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体と連携して、住民に対し、緊急時にとるべき行動、指定避難所等での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図る。

2 要配慮者等への配慮

- 政策統括官（原子力防災担当）は、防災知識の普及、啓発を行うに際し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3節 原子力防災に関する研究等の推進

- 政策統括官（原子力防災担当）は、研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ防災施策への反映を行う。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質の拡散計算を活用する場合には、専門的・技術的観点から支援を行う。

第4節 再発防止対策の実施

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、原子力規制委員会と連携して、原子力事業者に対して適時適切に報告を求め、必要に応じて原子力事業所等への立

入検査を行う。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力防災会議の決定に基づき原子力発電所の所在する地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置する。また、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行う。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、関係省庁、地方公共団体等と連携して、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するとともに、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、政策統括官（防災担当）、関係省庁、地方公共団体等と連携して、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づく訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る。

1 情報の収集・連絡体制

(1) 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力防災会議事務局、原子力規制委員会等と連携して、指定行政機関との連絡方法、初期動作、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（以下「原子力災害対策マニュアル」という。）を策定する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会と連携して、全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における関係者との連絡方法、原子力災害対策本部事務局等の体制、専門家の活用方策、意思決定方法、現地における対応方策等を定める。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援を円滑に実施するため、原子力規制委員会等関係省庁と緊密に連携し、非常参集体制や役割分担の整理等、必要な体制整備を行う。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、政策統括官（防災担当）及び原子力規制委員会と連携して、機動的な情報収集活動を行うため、警察庁、消

防庁、海上保安庁、防衛省等のヘリコプター等による被災現地の画像情報を利用できる体制を充実する。

- 内閣府は、災害の発生が夜間、休日である場合に備え、内閣府本府災害対策宿日直勤務実施規程を定めるなど宿日直体制の整備に努める。特に、政策統括官（原子力防災担当）は、原子力事故等の発生に備え、原子力規制委員会と合同での宿日直体制を整備する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力災害発生場所等において情報の収集・連絡に当たる要員として、原子力防災専門官をあらかじめ決めておくなど、体制の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会及び地方公共団体と連携して、緊急時において、国と都道府県、都道府県と市町村の連絡を円滑に行うため、都道府県及び市町村が行う専用回線網の整備・維持を支援する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会と連携して、都道府県及び市町村における非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他の非常用通信機器の整備・維持を支援する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、官邸、緊急時対応センター（原子力規制委員会）、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、都道府県及び市町村との間の円滑な情報連絡を確保するため、原子力規制委員会、原子力事業者その他の防災関係機関と連携して、都道府県及び市町村におけるテレビ会議システム及び衛星電話の整備を支援する。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保する。
- 政策統括官（防災担当）及び政策統括官（原子力防災担当）は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合に備えて、別に定める「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」（平成 27 年 7 月 1 日内閣府政策統括官（防災担当）・内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）及び「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】」（平成 31 年 3 月 28 日中央防災会議主事会議）に基づき、あらかじめ中央合同庁舎第 8 号館、非常（緊急）災害現地対策本部設置予定箇所、官邸、原子力規制庁（ERC）、オフサイトセンターにテレビ会議装置や専用電話を整備する。また、両者の保有する情報収集システムの相互利用が可能となるよう情報端末の相互

設置などの環境整備を行う。

- 政策統括官（原子力防災担当）は、携帯電話を原子力災害等発生時の緊急参集要員に配備する。配備された者は常時これを携帯する。配備する携帯電話は、メール機能を活用するなど災害時に有効なものとなるよう配慮する。
- (3) 防災関係機関相互の連携
- 政策統括官（原子力防災担当）及び政策統括官（防災担当）は、この部に定めるそれぞれの執るべき措置の実施に当たっては、相互に連携を図る。
 - 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会等と連携して、警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備する。
 - 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行う。
 - 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体が地域防災計画を策定する上で災害想定を始めとする支援を要請した場合には、原子力規制委員会、原子力事業者その他の防災関係機関と連携して、専門家による助言や、地域防災計画作成マニュアルの整備等、必要な支援を行う。
 - 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力事業者における資機材等の整備状況を踏まえ、原子力防災会議事務局、原子力規制委員会等と連携して、実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討する。
- (4) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備及び運用
- 政策統括官（原子力防災担当）は、対策拠点施設をあらかじめ指定する。また、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等に活用する。
 - 政策統括官（原子力防災担当）は、対策拠点施設が自然災害等で機能不全になったときに備え、あらかじめ代替施設を指定する。
 - 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会、地方公共団体及び原子力事業者と平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理する。
 - 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体の対策拠点施設及びそ

の代替施設の非常用通信設備の整備、対策拠点施設内の放射線防護対策等、施設の整備の推進を支援する。

- 上記のほか、対策拠点施設の指定、整備及び運用についての具体的事項は、政策統括官（原子力防災担当）が作成する「オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン」、「内閣府原子力防災専門官業務要領」及び「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」等に定める。

(5) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会、原子力事業者その他の防災関係機関と連携して、地方公共団体によるホールボディーカウンター等の被ばく医療機器や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染に用いる測定器等の整備を支援すると共に、測定・評価要員の確保等は「原子力災害対策マニュアル」等に定める。

(6) 専門家の派遣体制

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省及び経済産業省等と連携して、原子力災害時に、指定公共機関その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省及び経済産業省と連携して、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家、原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、緊急輸送関係省庁に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定める。

2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(1) 避難誘導

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会、原子力事業者その他の防災関係機関と連携して、地方公共団体による屋内退避及び避難誘導計画の作成に必要な支援を行う。

(2) 感染症対策の観点を取り入れた原子力防災対策の推進

- 政策統括官（原子力防災担当）は、避難所や避難過程における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた原子力防災対策を推進する。

(3) 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体と連携して、平常時より周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及、啓発に努める。

3 緊急輸送活動関係

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会等と連携して、緊急時に対策拠点施設等に派遣する職員の派遣体制を整備・維持する。現地への国の職員の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備する。

4 医療活動関係

- 政策統括官（原子力防災担当）は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備を行う地方公共団体の取組を支援する。また、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、原子力規制委員会、原子力事業者その他の防災関係機関と連携して、整備すべき資機材に関する情報提供等を行う。

5 防災業務関係者の安全確保関係

- 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体による防災業務関係者の安全確保のための防災資機材の整備を支援する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体による防災業務関係者の安全確保のための情報交換会等の実施を支援する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、地方公共団体による防災業務関係者の安全確保に関する必要な研修、教育訓練の実施を支援する。

6 防災関係機関等の防災訓練等の実施

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会及び指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会と連携し、総合的な防災訓練の実施についての計画には、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言、原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定める。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち合い、実施状況を確認する。
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会、地方公共団体、原子力事業者等と訓練を行うに当たって、大規模な自然災害等との複合災害や重

大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

- 政策統括官(原子力防災担当)は、道府県が実施する原子力防災訓練のうち、特に総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地方公共団体等とともに地域原子力防災協議会において検討する。
- 政策統括官(原子力防災担当)等は、各種防災訓練に積極的に参加し、地方公共団体等との連携を図る。
- 政策統括官(原子力防災担当)は、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、地方公共団体、原子力事業者等の防災関係機関と連携し、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行う。
- 政策統括官(原子力防災担当)は、訓練に参加した関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するとともに、明らかとなった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。
- 政策統括官(原子力防災担当)は、原子力規制委員会と連携して、緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官等に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行う。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

- 政策統括官(原子力防災担当)は、原子力規制委員会、国土交通省、原子力防災会議事務局と連携して、核燃料物質等の運搬中の事故の発生について、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者から報告を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には、直ちに関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議の開催(特定事象(原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。)の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催)、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。

- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省と連携して、現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっての車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

第7節 原子力防災会議事務局に対する協力

- 政策統括官（原子力防災担当）は、この計画に定めるほか、原子力防災会議事務局が行う事務について、必要な協力を行う。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 1 情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態発生時の連絡等
- 政策統括官（原子力防災担当）及び原子力防災専門官は、情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）及び全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における連絡等について、「原子力災害対策マニュアル」並びに政策統括官（原子力防災担当）及び原子力規制庁長官が定める「原子力災害対策初動対応マニュアル」及び「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」に基づき対応する。
 - 政策統括官（防災担当）は、同統括官が定める「原子力災害時の政策統括官（防災担当）非常災害対策要員の参集等について」に基づき対応する。
- 2 通信手段の確保
- 政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会等と連携し、上記1情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態発生時の連絡等に定める措置に必要な通信手段を確保する。
 - これに加え、政策統括官（防災担当）及び政策統括官（原子力防災担当）は、施設敷地緊急事態発生後は別に定める「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」（平成27年7月1日内閣府政策統括官（防災担当）・内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）に基づき、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
 - また、政策統括官（防災担当）は、以下の対応をとる。
 - ・ 原子力災害対策本部等を設置する際は、政策統括官（原子力防災担当）と連携して、必要に応じ、中央防災無線網の臨時回線の設定を行う。

- ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合には、総務省及び非常通信協議会を通じ回線の確保に努める。

第2節 活動体制の確立

1 職員の非常参集

- 政策統括官（原子力防災担当）は、「原子力災害対策マニュアル」及び「原子力災害対策初動対応マニュアル」に基づき、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の各事態に応じた緊急参集要員（政策統括官（原子力防災担当）付職員に限る。）を参集させる。
- 施設敷地緊急事態発生情報等を原子力事業者、原子力規制委員会等から入手し、災害対策の体制を執る必要がある場合、内閣府非常災害対策要員は、非常参集規程により直ちに参集する。

2 原子力規制委員会・内閣府合同（現地）情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同（現地）警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同（現地）対策本部並びに関係省庁事故対策連絡会議の設置等

- 情報収集事態に設置される原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室、警戒事態に設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部、施設敷地緊急事態に設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部並びに関係省庁事故対策連絡会議の設置の手續等については、「原子力災害対策マニュアル」及び「原子力災害対策初動対応マニュアル」に基づく。

3 原子力災害対策本部等の設置等

- 内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出に当たっては、政策統括官（原子力防災担当）は速やかにその手續及び原子力災害対策本部設置の手續を開始する。同本部の詳細は、「原子力災害対策マニュアル」に基づく。
- 原災法に基づく原子力災害現地対策本部を設置することが決定されたときは、政策統括官（原子力防災担当）は速やかに同本部設置の手續を開始する。同本部の詳細は、「原子力災害対策マニュアル」に基づく。
- 政策統括官（防災担当）及び食品安全委員会事務局は、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置される場合には、必要に応じ担当官を派遣する。

第3節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

- 政策統括官（防災担当）及び政策統括官（原子力防災担当）は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、「自然災害及び原子力災害の複合

災害にかかる対応について」及び「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】」に基づき、自然災害に対応する政府本部及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部等（以下「両本部」とする。）との情報収集、意思決定、指示・調整を一元化する。

- 政策統括官（防災担当）及び政策統括官（原子力防災担当）は、総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催し、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣する。

第4節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）及び政策統括官（原子力防災担当）は、必要に応じて、原子力規制委員会等からの連絡情報に基づき、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を整理し、関係者等からの問合せ等に対応する。

第3章 原子力艦の原子力災害に係る応急対策等

第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

- 政策統括官（防災担当）は、外務省からの原子力艦の原子力災害に関する通報又は原子力規制委員会からの放射能調査による通常の見測値を明らかに上回る値を見測した旨の連絡等（以下「外務省からの通報等」という。）を受けたときは、速やかに内閣府関係者に連絡する。
- 休日、夜間に外務省からの通報等を受けた場合には、内閣府宿日直員は、別に定める「内閣府本府災害対策宿日直要領」により、政策統括官（防災担当）に連絡する。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）は、「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（平成18年7月1日内閣府政策統括官（防災担当））に基づき、外務省からの通報等を受けたことにより被害情報等の収集・連絡の必要があるときは、直ちに内閣府情報対策室を設置する。
- 政策統括官（防災担当）は、「内閣府情報対策室及び内閣府災害対策室の設置について」（平成18年7月1日内閣府政策統括官（防災担当））に基づき、外務省からの通報等により災害応急対策の必要があるときは、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

(2) 放射能影響の早期把握等

- 内閣府情報対策室は、放射能の影響に関する情報を原子力規制委員会等

から収集し、速やかに内閣府関係者に連絡する。

- 内閣府情報対策室は、放射能の影響に関する情報等を官邸（内閣情報集約センター）及び関係省庁に連絡する。
- 内閣府情報対策室は、関係省庁がヘリコプターテレビシステム等画像情報を運用している場合には、必要に応じ、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。また、必要な場合には、自ら画像情報の収集を行い、官邸及び関係省庁への画像中継・配信を実施する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動情報等の収集・連絡

- 内閣府情報対策室は、関係地方公共団体の被害情報、応急対策活動情報等について、関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係地方公共団体等から収集する。また、収集した被害情報、応急対策活動情報等を共有するために、官邸（内閣情報集約センター）、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体に連絡する。なお、関係指定公共機関及び関係地方公共団体との間の情報の収集又は連絡に当たっては、直接又は関係指定行政機関を通じて行う。

2 通信手段の確保

- 政策統括官（防災担当）は、外務省からの通報等を受けた後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、
 - ・ 政府本部を設置する際は、必要に応じ、中央防災無線網の臨時回線の設定を行う。
 - ・ 自らの回線による災害情報連絡回線の確保が困難であると認められる場合は、総務省及び非常通信協議会等を通じ必要な回線の確保に努める。

第2節 活動体制の確立

- 政策統括官（防災担当）から、外務省からの通報等があったときは、内閣府非常災害対策要員は、非常参集規程により直ちに参集し、非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 参集者のうち職員の上位者は、非常参集により体制が整うまでの間の対応の責任者となり、参集者全体に対し業務の分担、優先順位等必要な判断、指示を行う。
- 防災を担当する内閣府審議官は政策統括官（防災担当）の所掌事務を、大臣官房総括審議官は大臣官房審議官（防災担当）の所掌事務を、それぞれ必要な範囲で、中央合同庁舎第8号館において行う。また、大臣官房は、応急体制確立等のため、内閣府部局間の調整を行う等必要な支援を行う。
- 初動期における優先業務の内容、順位の目安は、以下のとおりとする。
 - ① 中央防災無線等の通信機能及び防災会議室の確認

- ② 災害情報等の収集、災害規模の把握
 - ③ 収集、把握した情報の関係者、関係省庁等への連絡
 - ④ 政府本部及び現地対策本部の設置準備
 - ⑤ 応急対策の検討、実施
 - ⑥ 広報対応
- 政府本部が設置された後は、内閣府非常災害対策要員は、別に定める「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成 16 年 8 月 25 日中央防災会議主事会議申合せ）に基づき、引き続き災害対策に関する活動に従事する。
 - 政策統括官（防災担当）は、外務省からの通報等を受けた場合は、別に定める「内閣府調査チーム派遣要領」により、現地情報の収集、現地対策本部の設置準備等を行う内閣府調査チームを直ちに現地に派遣する。
 - 内閣府調査チームは、あらゆる方法を駆使して速やかに現地入りする。
 - 政策統括官（防災担当）は、政府調査団の派遣が決定された場合は、速やかに、別に定める「政府調査団の派遣要領」により派遣準備を行う。
 - 政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）は、内閣府情報対策室と連携し、公表資料の取りまとめを行うとともに、報道機関等の照会に対応する。
- 1 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催等
 - 政策統括官（防災担当）は、外務省からの通報等を受けた場合、連絡された情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、必要に応じ、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催する。会議の詳細は、別に定める要領による。
 - 2 特定災害対策本部の設置
 - 原子力艦事故が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該事故が特定災害にあたる時は、災対法に基づく特定災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置のを開始する。本部の詳細は、別途「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」及び「特定災害対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」に定める。
 - 特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎第 8 号館内とする。
 - 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、特定災害現地対策本部の設置を開始する。特定災害現地対策本部の詳細については、別途「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」に定める。
 - 3 非常災害対策本部の設置
 - 原子力艦事故が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該事故

が非常災害にあたる時は、災対法に基づく非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手續を開始する。本部の詳細は、別途「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」及び「非常災害対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」に定める。

- 非常災害対策本部設置場所は、官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎第8号館内とすることを原則とする。
- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、非常災害現地対策本部の設置手續を開始する。非常災害現地対策本部の詳細については、別途「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」に定める。

4 緊急災害対策本部の設置

- 原子力艦事故が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該事故が著しく異常かつ激甚な非常災害にあたる時は、災対法に基づく緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、政策統括官（防災担当）は速やかに同本部設置の手續を開始する。また、必要がある場合は、災害緊急事態の布告等の手續も併せて開始する。本部の詳細は、別に定める申合せによる。
- 緊急災害対策本部設置場所は、官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎第8号館内とすることを原則とする。
- 政策統括官（防災担当）は、同本部の設置に当たっては、必要に応じ、緊急災害現地対策本部の設置手續を開始する。緊急災害現地対策本部の詳細は、別に定める申合せ及び「現地対策本部の設置及び廃止の手續に関する要領」に定める。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 政策統括官（防災担当）は、必要に応じて、災害の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報等を、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、報道機関等を通じて周辺住民等に正確かつわかりやすく公表する。

第4節 迅速な復旧活動

- 政策統括官（防災担当）は、災害応急対策の進捗状況を考慮しつつ、現地の迅速かつ円滑な復旧を図るために、関係地方公共団体に対して必要な助言等を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、関係地方公共団体及び関係行政機関と緊密な連携を図り、原子力艦の原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために行う広報活動の実施を支援する。

第5節 その他

- 外務省からの通報等を受けたときの応急対策等については、前節までによるほか、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に基づき行う。

第4編 個別法に基づく内閣府の震災対策計画

第1章 内閣府地震防災強化計画

- 政策統括官（防災担当）は、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画において示す警戒宣言が発せられた場合における地震防災に関する基本的方針等について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ、見直し・充実等を図るとともに、その実施を推進する。

第1節 地震防災応急対策等に係る措置

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）時の措置

(1) 職員の非常参集等

- 政策統括官（防災担当）は、非常参集規程等に基づき、職員の迅速な参集を図る。
- 政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）は、対策室設置統括官決定により、直ちに内閣府情報対策室を設置する。

(2) 情報伝達

- 政策統括官（防災担当）は、東海地震に関連する調査情報（臨時）の趣旨を、直ちに関係省庁（内閣官房（内閣情報集約センター）、警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省を除く）に伝達する。

2 東海地震注意情報時の措置

(1) 職員の非常参集等

- 政策統括官（防災担当）は、非常参集規程等に基づき、職員の迅速な参集を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、対策室設置統括官決定により、直ちに内閣府災害対策室を設置する。

(2) 情報伝達

- 政策統括官（防災担当）は、東海地震注意情報の趣旨を、直ちに関係省庁（内閣官房（内閣情報集約センター）、警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省を除く）に伝達する。また、東海地震注意情報発表後に政府の準備行動開始の必要性が確認された場合は、関係省庁及び関係指定公共機関にその旨を伝達するとともに、準備行動の開始が確認された場合の国民への広報文を内閣官房（事態対処・危機管理担当）及び気象庁と協議して立案する。

(3) 内閣府調査チームの派遣

- 政策統括官（防災担当）は、「内閣府調査チーム派遣要領」を踏まえつつ、

内閣府調査チームを静岡県へ派遣する。

(4) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置等の準備

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁から東海地震注意情報において地震防災対策強化地域判定会が開催された旨を伝達された場合は、大震法に基づく警戒宣言及び地震災害警戒本部設置のための閣議請議その他必要な手続の準備を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、現地警戒本部予定地と官邸等との通信回線を確認するとともに、現地警戒本部員予定者及び関係都県へ派遣する連絡要員の移動手段を確認する等必要な準備を行う。また、現地警戒本部の設置及び運営が円滑に行えるよう、あらかじめ本部スペースの確保や通信網の充実等を行う。

3 地震予知情報及び警戒宣言時の措置

(1) 地震予知情報の伝達

- 政策統括官（防災担当）は、地震予知情報入手した場合は、直ちに関係省庁へこれを伝達する。

(2) 警戒宣言、地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置及び運営

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁長官による地震予知情報の内閣総理大臣への報告後、出来るだけ速やかに警戒宣言を発せられるよう、内閣官房（内閣総務官室）の協力を得て、閣議等の手続を迅速に処理する。
- 政策統括官（防災担当）は、内閣総理大臣による警戒宣言、警戒態勢をとるべき旨の公示及び地震予知情報の内容の周知に係る発表文を内閣官房（事態対処・危機管理担当）及び気象庁と協議して立案する。
- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに地震災害警戒本部及び現地警戒本部の設置に係る所要の手続を進め、迅速に本部会議を開催して、地震防災応急対策の総合的かつ的確な推進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言及び警戒本部設置に係る閣議決定後直ちに関係省庁に伝達するとともに、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知を関係指定公共機関に伝達する。
- 警戒宣言、地震災害警戒本部の設置等に係る事務については、本計画に定めるもののほか、別に定める「東海地震に係る警戒宣言、地震災害警戒本部の設置等について」（平成12年12月14日中央防災会議主事会議申合せ）及び「警戒宣言、警戒解除宣言並びに地震災害警戒本部の設置及び廃止の手続に関する要領」（昭和63年6月10日内閣府政策統括官（防災担当）決定）に基づいて、実施する。

(3) 政府本部及び現地対策本部の設置の準備

- 政策統括官（防災担当）は、警戒宣言が発せられた場合は、災害の発生に備え、政府本部及び現地対策本部の設置に必要な手続の準備を行う。
- 政府本部及び現地対策本部の設置等に係る事務については、本計画に定めるもののほか、別に定める「災害緊急事態の布告等に関する申合せ」、「緊急災害対策本部の設置及び廃止並びに災害緊急事態の布告及びその廃止の手続に関する要領」、「現地対策本部の設置及び運営等について」及び「現地対策本部の設置及び廃止の手続に関する要領」に基づいて、実施する。

4 特定の施設等における措置

- 政策統括官（防災担当）は、不特定多数かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者等による大震法に基づく地震防災応急計画の作成を促進すること等により、これらの施設等における東海地震の予知情報の伝達体制、応急活動体制の構築等を図る。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 政策統括官（防災担当）は、地震防災対策強化地域における防災性の向上を図るため、地震対策緊急整備事業計画の同意に係る事務を行う等により、同計画に示される避難地、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時の拠点となる学校、病院等の公的建造物の耐震診断実施状況、主要な公共施設等における耐震化対策の実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、東海地震で発生すると予想される長周期地震動対策について、関係省庁と連携して推進する。

第3節 地震防災上必要な広報、教育及び訓練

1 広報及び教育の実施

- 政策統括官（防災担当）は、東海地震の予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及を図る。

2 訓練の実施

- 政策統括官（防災担当）は、大規模な地震災害により非常事態が発生した場合を想定し、関係行政機関等の協力を得て、情報の収集及び伝達訓練、非常参集訓練、緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部の設置運営訓練等の防災訓練を実施するよう努める。なお、総合的な防災訓練の計画作成及び実施に係る関係行政機関の事務について必要な調整を図る。

第2章 内閣府南海トラフ地震防災対策推進計画

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画において示す南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的な方針等について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ、見直し・充実等を図るとともに、目標の達成状況等による計画の進捗状況の把握や、計画の実施を推進する。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下本章において「推進地域」という。）における防災性の向上を図るため、地防法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の同意に係る事務を行う等により、同計画に示される避難地、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における津波避難対策を推進するため、津波避難対策緊急事業計画の同意に係る事務を行う等により、同計画に示される避難場所及び避難経路の整備、集団移転促進事業及びこれに関連して行う要配慮者が利用する施設の整備等を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時の拠点となる学校、病院等の公的建造物の耐震診断実施状況、主要な公共施設等における耐震化対策の実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動対策について、関係省庁と連携して推進する。

第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置

1 津波に関する情報の伝達等

- 内閣府における津波に関する情報の伝達等については、別に定める「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に基づくものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、津波に関する情報の迅速な伝達等を行うため、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進するなど、情報収集・連絡体制の整備を図る。

2 避難対策等

- 政策統括官（防災担当）は、不特定多数かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者等による南海トラフ法に基づく対策計画の作成を促進すること等により、これらの施設等における津波避難対策を促進する。

第3節 防災体制の整備等関係者との連携確保に関する措置

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震が発生した場合は、速やかに災害情報の収集・連絡及び通信手段の確保を行うとともに、必要に応じ、非常参集、内閣府情報対策室等の設置、内閣府調査チームの派遣、関係省庁災害対策会議の開催、政府本部の設置等の対応体制の確立を図る。

2 地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の備蓄・調達

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震発生時の広域防災体制を迅速に確立し的確な応急対策を講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図り、地震発生後、被災状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を推進する。

3 地域防災力の向上

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震に対する地域防災力の向上を図るため、災害ボランティア活動の環境整備や企業の事業継続計画（BCP）の作成の促進等国民の防災活動の促進を図る。
- 政策統括官（防災担当）は、国、地方公共団体、公共機関等が連携して地震防災対策を推進するため、南海トラフ地震防災対策推進協議会を組織し、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整等を行う。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する措置

1 時間差発生への対応

- 政策統括官（防災担当）は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、内閣府非常災害

対策要員は、非常参集規程等に基づき参集し、情報収集体制を強化する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達等

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに内閣府災害対策室を設置する。また、内閣府非常災害対策要員は、非常参集規程等に基づき参集し、非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）の発表対象となる先発地震が発生した場合においても、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、後発地震を警戒しつつ、広域防災体制を迅速に確立し的確な応急対策を推進するものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）の発表対象となる先発地震に対する応急対策活動中に後発地震が発生した場合においても、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、広域防災体制を迅速に確立し的確な応急対策を推進するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

- 政策統括官（防災担当）付参事官（緊急事態対処担当）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、直ちに内閣府情報対策室を設置する。また、内閣府非常災害対策要員は、非常参集規程等に基づき参集し、非常参集時における業務分担に基づき、業務に従事する。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁災害警戒会議を開催する。ただし、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発表前に当該地域で発生した地

震に関し、既に災対法に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部若しくは特定災害対策本部の設置又は関係省庁災害対策会議が開催されているときは、緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議若しくは特定災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議の開催をもって、関係省庁災害警戒会議を開催したとみなす。

(2) 災害応急対策をとるべき期間

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5節 防災訓練に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震を想定し、関係行政機関等と連携して、緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部等の設置運営訓練等を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表、伝達及び発表された際の政府の対応に関する訓練を実施する。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、手引書の配布や研修等を通じて、職員に対して、南海トラフ地震に関する知識等に関する地震防災上の教育を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、過去に発生した南海トラフ地震による被害の状況や、今後発生する南海トラフ地震により予想される被害等の南海トラフ地震に係る防災知識や意識に関し、広報資料の作成、テレビ、雑誌等の報道機関や防災関連行事等を通じて、津波からの避難を始めとして国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、南海トラフ沿いで大規模地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民や現地の地理に不案内な観光客等の意識の啓発に努める。

第3章 内閣府日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画において示す日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針等について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ、見直し・充実等を図るとともに、その実施を推進する。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下本章において「推進地域」という。）における防災性の向上を図るため、地防法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の同意に係る事務を行う等により、同計画に示される避難地、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。
- 政策統括官（防災担当）は、災害時の拠点となる学校、病院等の公的建造物の耐震診断実施状況、主要な公共施設等における耐震化対策の実施状況等につき、関係省庁を通じて把握する等、地震防災対策推進のために必要な措置を講じる。
- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で発生すると予想される長周期地震動対策について、関係省庁と連携して推進する。

第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する措置

1 津波に関する情報の伝達等

- 内閣府における津波に関する情報の伝達等については、別に定める「大規模地震・津波災害対策応急対策対処方針」に基づくものとする。
- 政策統括官（防災担当）は、津波に関する情報の迅速な伝達等を行うため、中央防災無線網の整備により、関係省庁等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡のネットワーク化を推進するなど、情報収集・連絡体制の整備を図る。

2 避難対策等

- 政策統括官（防災担当）は、不特定多数かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者等による日本海溝法に基づく対策計画の作成を促進すること等により、これらの施設等における津波避難対策を促進する。

第3節 防災体制に関する措置

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合は、速やかに災害情報の収集・連絡及び通信手段の確保を行うとともに、

必要に応じ、非常参集、内閣府情報対策室等の設置、内閣府調査チームの派遣、関係省庁災害対策会議の開催、政府本部の設置等の対応体制の確立を図る。

- 2 地震発生時の応急対策及び資機材、人員等の配備手配並びに物資の備蓄・調達
- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の広域防災体制を迅速に確立し的確な応急対策を講じるため、甚大な津波被害が発生したとき等の主として政府の広域的活動の手續、内容等を具体化した「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」について関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図り、地震発生後、被災状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの要領に基づき、広域の防災対策を推進する。
- 3 地域防災力の向上
- 政策統括官（防災担当）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する地域防災力の向上を図るため、災害ボランティア活動の環境整備や企業の事業継続計画（BCP）の作成の促進等、国民の防災活動の促進を図る。

第4節 防災訓練に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、推進地域に係る大規模な地震災害により非常事態が発生した場合を想定し、他の防災訓練の状況等を踏まえ、関係行政機関等の協力を得て、情報の収集及び伝達訓練、非常参集訓練、緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部等の設置運営訓練等の防災訓練を実施するよう努める。
- 政策統括官（防災担当）は、防災訓練の実施に当たっては、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うこと、及び関係行政機関、関係指定公共機関、関係地方公共団体等との連携を図ることに努める。また、防災訓練は、その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する措置

- 政策統括官（防災担当）は、手引書の配布や研修等を通じて、職員に対して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する知識等に関する地震防災上の教育を実施する。
- 政策統括官（防災担当）は、過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の状況や、今後発生する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により予想される被害等の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災知識や意識に関し、広報資料の作成、テレビ、雑誌等の報道機関や防災関連行事等を通じて、国民に普及、啓発を行う。
- 政策統括官（防災担当）は、明治三陸地震のような、地震の揺れのわりに大

きな津波を発生させるいわゆる「津波地震」に関する知識の普及や、津波に対する心得についての広報など、住民や現地の地理に不案内な観光客等の意識の啓発に努める。

第5編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

- 本編は、内閣府の所掌事務に関して、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を以下に定める。なお、地方公共団体は、防災基本計画及び防災業務計画を踏まえて、効果的・効率的な防災対策が実施できるよう地域防災計画の作成を行うこと。
 - ・ この計画の第2編第1章第3節「地方公共団体の防災体制整備の推進」に記載するガイドラインの内容に関すること
 - ・ 防災訓練に関すること
 - ・ 火山防災対策に関すること
 - ・ 大震法、南海トラフ法、日本海溝法、首都直下法に基づく地震防災対策に関すること
 - ・ 地方公共団体の業務継続計画に関すること
 - ・ 国民の防災活動の促進や防災活動の環境整備に関すること
 - ・ 企業防災の促進に関すること
 - ・ 被災者の避難生活に関すること
 - ・ 要配慮者に対する防災上必要な措置に関すること
 - ・ 被災者台帳の作成及び活用に関すること
 - ・ 安否情報の提供に関すること
 - ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付に関すること
 - ・ 住家被害の調査、罹災証明書の交付体制の整備に関すること
 - ・ 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給に関すること
 - ・ 災害復旧・復興に関すること
 - ・ 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域又は一部を管轄する内閣府の地方支分部局の指定地方行政機関が処理すべき事務又は業務の大綱